

資料編

○ 関係機関等の連絡先

【関係指定行政機関及び関係指定地方行政機関等(自衛隊含む)】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 の 連 絡 方 法
内 閣 府	大臣官房 総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1	(03)3581-1513 (03)3581-3907	
国 家 公 安 委 員 会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2	(03)3581-0141 (03)3581-0744	
警 察 庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2	(03)3581-0141 (03)3581-0744	
防 衛 省	運用企画局 事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1	(03)3268-3111 (03)5225-3022	各都道府県からの連絡の 窓口は後記のとおり
防 衛 施 設 庁	総務部 総務課企画室	新宿区市谷本村町 5-1	(03)3268-3111 (03)5227-2224	
金 融 庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関 3-1-1	(03)3506-6433 (03)3506-6011	
総 務 省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関 2-1-2	(03)5253-5089 (03)5253-5093	中防電話:4821
消 防 庁	国民保護・防災部防災課 国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2	(03)5253-7550 (03)5253-7543	【休日・夜間等】 消防庁宿直室 (03)5253-7777
法 務 省	大臣官房 秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1	(03)3592-5396 (03)3592-7728	
公 安 調 査 庁	総務部 総務課	千代田区霞が関 1-1-1	(03)3592-2638 (03)3592-6605	
外 務 省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関 2-2-1	(03)5501-8059 (03)5501-8057	
財 務 省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関 3-1-1	(03)3581-7934 (03)5251-2163	
国 税 庁	長官官房 総務課	千代田区霞が関 3-1-1	(03)3581-4161 (03)3593-0401	
文 部 科 学 省	大臣官房 文教施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内 2-5-1	(03)6734-2290 (03)6734-3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線 FAX:6441 危機管理 WAN 電話:44113 危機管理 WANFAX:44902
文 化 庁	連絡先は文部科学省と 同様	千代田区丸の内 2-5-1	(03)6734-2290 (03)6734-3690	中央防災無線電話:6412 中央防災無線 FAX:6441 危機管理 WAN 電話:44113 危機管理 WANFAX:44902
厚 生 労 働 省	社会・援護局 総務課 災害救助・救援対策室	千代田区霞が関 1-2-2	(03)3595-2612 (03)3503-3099 (03)3595-2614 (03)3595-2303	
農 林 水 産 省	総合食料局 食料企画課	千代田区霞が関 1-2-1	(03)3502-7942 (03)3591-1648	

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 の 連 絡 方 法
林 野 庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1	(03)3501-3884 (03)3591-1648	
水 産 庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1	(03)3501-3884 (03)3591-1648	
経 済 産 業 省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-1327 (03)3580-6327	
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-2669 (03)3580-8426	
中 小 企 業 庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-1768 (03)3501-6801	
原 子 力 ・ 保 安 院	企画調整課	千代田区霞が関 1-3-1	(03)3501-1568 (03)3501-8490	
国 土 交 通 省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3	(03)5253-8888 (03)5253-8891	
国 土 地 理 院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷 1	(029)864-6900 (029)864-1807	
気 象 庁	総務部 総務課	千代田区大手町 1-3-4	(03)3211-3014 (03)3201-0682	
海 上 保 安 庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3	(03)3591-9822 (03)3580-8778	
環 境 省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2	(03)3580-1373 (03)3580-2517	
陸 上 自 衛 隊	東北方面総監 防衛部	仙台市宮城野区南目館 1-1	(022)231-1111 内 線 2256	当直内線 2723
海 上 自 衛 隊	大湊地方総監 防衛部	むつ市大湊町 4-1	(0175)24-1111 内 線 2224	当直内線 2222
航 空 自 衛 隊	北部航空方面隊司令官 防衛部	三沢市三沢字後久保 125 番 地 7 号	(0176)53 - 4121 内 線 2354	当直内線 2204
東 北 管 区 警 察 局	広域調整部 広域調整第二課	仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号	(022)221-7181 (内 5531)	FAX (022)221-7181 (内 5019)
仙 台 防 衛 施 設 局	総務部総務課	仙台市宮城野区五輪 1 丁目 3-15(仙台第 3 合同庁舎)	022(297)8209 022(295)9220	
東 北 総 合 通 信 局	総務課	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	(022)221-0602 (022)221-0612	
東 北 財 務 局	総務部総務課	仙台市青葉区本町 3-3-1	(022)263-1111 (022)217-4093	
函 館 税 関	総務部総務課 総務第一係	北海道函館市海岸町 24-4 (函館港湾合同庁舎)	(0138)40-4213 (0138)43-4696	
東 北 厚 生 局	総務課	宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階	(022)726-9260 (022)726-9267	
青 森 労 働 局	総務課	青森市新町 2-4-25 青森合同庁舎	(017)734-4111 (017)734-5080	
東 北 農 政 局	企画調整室	宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1	(022)263-0564 (022)217-2382	

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話 F A X	そ の 他 の 連 絡 方 法
東北森林管理局	企画調整室	秋田県秋田市中通 5-9-16	(018)836-2276 (018)836-2031	
東北経済産業局	総務企画部総務課	宮城県仙台市青葉区本町 3 丁目 3 番 1 号	(022)262-3674 (022)261-7390	
関東東北産業保安 監督部東北支部	管理課	仙台市青葉区本町 3 丁目 2-23 仙台第 2 合同庁舎 9 階	(022)261-3014 (022)261-1376	
東北地方整備局	企画部 防災課	仙台市青葉区二日町 9 番 15 号	(022)225-2171 (022)224-9410	
東北運輸局	総務部 安全防災・危機管理調整 官、総務課	仙台市宮城野区鉄砲町 1	(022)791-7504 (022)299-8874	
東京航空局	総務部 国空保安対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15	(03)5275-9316 (03)3288-8915	
仙台管区气象台	総務部 総務課	983-0842 仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第 3 合同庁舎	(022)297-8100 (022)299-7425	
第二管区海上 保安本部	総務部総務課	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1	(022)363-0111 (022)362-9640	
東北地方 環境事務所	総務課	仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第二合同庁舎 6F	(022)722-2870 (022)722-2872	
東北森林管理局 青森事務所	連絡調整グループ	青森市柳川 2 丁目 1-1	017-781-2117	
津軽森林管理署		弘前市豊田 2 丁目 2-4	0172-27-2800	
東北農政局 青森農政事務所	総務課	青森市本町 2 丁目 10-4	017-775-2151	
青森海上保安部	警備救難課	青森市青柳 1 丁目 1-2	017-734-2421	
青森地方气象台		青森市花園 1 丁目 17-19	017-741-7411	
東北地方整備局 青森港湾事務所	庶務課	青森市本町 3 丁目 6-34	017-775-1394	
東北運輸局 青森運輸支局	輸送課	青森市浜田字豊田 139-13	017-739-1501	
東北総合通信局	総務課	仙台市青葉区本町 3 丁目 2-23	022-221-0682	
五所川原労働 基準監督署		五所川原市大字唐笠柳字藤 巻	0173-35-2309	
五所川原公共 職業安定所		五所川原市敷島町 37-6	0173-34-3171	
東北地方整備局青 森河川国道事務所	調査第二課	青森市中央 3 丁目 20-38	017-734-4521	
東京航空局 青森空港出張所	管理係	青森市大字大谷字小谷 1-303	017-739-2240	

【関係県機関等】(警察含む)

名称	担当部署	所在地	電話	その他の連絡方法
青森県庁	防災消防課	青森市長島1丁目1-1	017-722-1111	
県総務部防災消防課	防災企画・対策グループ	〃	017-734-9088	
西北地域県民局 地域健康福祉部	企画調整室	五所川原市末広町14	0173-34-2138	
〃	保健総室	〃	0173-34-2108	
〃	福祉総室	五所川原市栄町10(合同庁舎)	0173-34-2111	
〃	こども相談総室	〃	0173-34-2111	
西北地域県民局 地域整備部		五所川原市栄町10(合同庁舎)	0173-35-2105	
〃 鱒ヶ沢道路河川事業所		鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 384-37	0173-72-3135	
西北地域県民局 地域農林水産部	鱒ヶ沢庁舎	鱒ヶ沢町大字本町209	0173-72-6611	
〃	五所川原庁舎	五所川原市栄町10(合同庁舎)	0173-34-2111	
〃	つがる農村整備	つがる市木造若宮9-1	0173-42-4343	
〃	五所川原 農村整備	五所川原市大字吹畑字藤巻 24-12	0173-35-7171	
〃 西北地方漁港漁場 整備事務所		鱒ヶ沢町大字本町246-3	0173-72-2345	
西北教育事務所		五所川原市栄町10(合同庁舎)	0173-35-2170	
西北地域県民局県税部		五所川原市栄町10(合同庁舎)	0173-34-3141	
青森県警察本部	警備第二課	青森市新町2-3-1	017-723-4211	
鱒ヶ沢警察署		鱒ヶ沢町大字本町207	0173-72-2151	
〃 深浦交番		深浦町大字深浦字苗代沢83-1	0173-74-2007	
〃 北金ヶ沢駐在所		深浦町大字関字栃沢84-16	0173-76-2052	
〃 轟木駐在所		深浦町大字轟木字亀ヶ崎165-1	0173-74-3442	
〃 岩崎駐在所		深浦町大字岩崎字松原51-17	0173-77-2110	
〃 大間越駐在所		深浦町大字大間越字宮崎浜 11-18	0173-78-2002	
青森県消防長会		青森市長島2-1-1		
青森県消防協会		青森市中央3-20-12		
鱒ヶ沢地区消防事務組合 消防本部	消防班	鱒ヶ沢町大字本町209-2	0173-72-4527	
深浦消防署		深浦町大字広戸字家野上107-3	0173-74-2994	
深浦消防署岩崎分署		深浦町大字岩崎字松原51-7	0173-77-2119	

【関係指定公共機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話	そ の 他 の 連 絡 方 法
東日本旅客鉄道(株)秋田支社	総務部 安全対策室	秋田市中通 7-1-1	018-833-1254	
東日本旅客鉄道(株)深浦駅	深浦駅	深浦町大字深浦字苗代沢	0173-74-2626	
東日本旅客鉄道(株)青森支店	総務課	青森市柳川 1-1-1	017-734-6734	
東日本電信電話株式会社	ネットワーク事業 推進部 サービス運営部 災害対策室	東京都新宿区西新宿 3-19-2	03-5359-4830	
東日本電信電話(株)青森支店	災害対策・設備マ ネージメント担当	青森市堤町 2-6-27	017-774-9550	
エヌ・ティ・ティコミュニ ケーションズ株式会社	ネットワーク事業部 統合ネットワーク部 (危機管理)	東京都千代田区内幸町 2-1-1 飯野ビル 2 階 201	03-5202-9909	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	災害対策室	宮城県仙台市青葉区上杉 1-1-2 ドコモ東北ビル	022-752-5324	
(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北 青森支店		青森市中央 3 丁目 19-1	017-775-5000	
深 浦 郵 便 局		深浦町大字深浦字浜町 128-1	0173-74-2820	
轟 木 郵 便 局		深浦町大字轟木字亀ヶ崎 91	0173-74-2533	
北 金 ヶ 沢 郵 便 局		深浦町大字北金ヶ沢字塩見形 229-4	0173-76-2330	
岩 崎 郵 便 局		深浦町大字岩崎字松原 61-6	0173-77-2260	
日 本 赤 十 字 社	救護・福祉部 救 護課	東京都港区芝大門 1-1-3	03-3437-7084	
日本赤十字社青森県支部	事業課	青森市長島 1 丁目 11-1	017-722-2011	
東 北 電 力 株 式 会 社	総務部(総務)	宮城県仙台市青葉区本町 1-7-1	022-799-6071	
東 北 電 力 株 式 会 社 五 所 川 原 営 業 所		五所川原市田町 113-1	0173-35-3567	
東 北 電 力 株 式 会 社 深 浦 サ ー ビ ス セ ン タ ー		深浦町大字深浦字苗代沢 29-1	0173-74-3661	
日本放送協会青森放送局	放送部	青森市松原 2 丁目 1-1	017-774-5111	

【関係指定地方公共機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話	そ の 他 の 連 絡 方 法
青森放送(株)五所川原支局		五所川原市東町 17-5	0173-35-1382	
(株)青森テレビ五所川原支局		五所川原市東町 17-5	0173-35-4153	
青森朝日放送株式会社	報道制作部	青森市大字荒川字柴田 125-1	017-762-1111	
(社)青森県エルピーガス協会 西 北 五 支 部		五所川原市大字漆川字浅井 5-1	0173-34-4062	
(社) 青 森 県 医 師 会		青森市新町 2 丁目 8-21	017-723-1911	
西 津 軽 医 師 会	深浦医院(事務局)	深浦町大字深浦字苗代沢 82-15	0173-74-3231	

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話	そ の 他 の 連 絡 方 法
社青森県トラック協会 西 北 五 支 部		五所川原市大字広田字榊森 51-5	0173-34-8554	
弘南バス(株)鱒ヶ沢営業所		鱒ヶ沢町大字舞戸町字蒲生 114-4	0173-72-3131	
日本通運(株)鱒ヶ沢センター		鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田 29-122	0173-72-3068	

【関係町機関】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話	そ の 他 の 連 絡 方 法
鱒 ヶ 沢 町	総務課	鱒ヶ沢町大字本町 209-2	0173-72-2111	
つ が る 市	総務課	つがる市木造若緑 61-1	0173-42-2111	
五 所 川 原 市	総務課	五所川原市字岩木町 12	0173-35-2111	
秋 田 県 八 峰 町 八 森 庁 舎	総務課	秋田県山本郡八峰町八森字中 浜 63 番地	0185-77-2111	

【その他の機関等】

名 称	担 当 部 署	所 在 地	電 話	そ の 他 の 連 絡 方 法
深 浦 町 商 工 会		深浦町大字深浦字岡崎 340-60	0173-74-2509	
J A つ が る に し き た 深 浦 支 店		深浦町大字深浦字苗代沢 82-8	0173-84-1001	
新深浦町漁業協同組合 舳 作 支 所		深浦町大字舳作字下清滝 124	0173-75-2130	
深 浦 漁 業 協 同 組 合		深浦町大字深浦字浜町埋立地	0173-74-2411	
風 合 瀬 漁 業 協 同 組 合		深浦町大字風合瀬字上砂子川 145-7	0173-76-3086	
新深浦町漁業協同組合		深浦町大字北金ヶ沢字塩見形 406-1	0173-76-2511	
新深浦町漁業協同組合 岩 崎 支 所		深浦町大字岩崎字玉坂 370-1	0173-77-2121	
大 間 越 漁 業 協 同 組 合		深浦町大字大間越字釜屋沢 9	0173-78-2004	
つがる森林組合深浦支所		深浦町大字広戸字家野上 147-3	0173-74-2208	
深 浦 町 観 光 協 会		深浦町大字深浦字岡崎 338-195	0173-74-3320	
株式会社エフエム青森		青森市堤町 1 丁目 7-19-1F	017-735-1811	
深 浦 医 院		深浦町大字深浦字苗代沢 82-15	0173-74-3231	
特別養護老人ホーム は ま な す 荘		深浦町大字轟木字津山 118-44	0173-74-4381	
特別養護老人ホーム サ ン タ 園		深浦町大字岩崎字松原 57-2	0173-77-2020	
深 浦 町 役 場		深浦町大字深浦字苗代沢 84-2	0173-74-2111	
特別養護老人ホーム桃の木		深 浦 町 大 字 深 浦 字 吾 妻 沢 146-65	0173-84-1630	

○ 国民保護法上における指定避難施設一覧

名 称	所 在 地	備 考
青森県立木造高等学校深浦校舎	深浦町大字広戸字家野上95番地157	全施設
岡崎区域防災公園	深浦町大字深浦字岡崎37番地外	
深浦町立深浦小学校	深浦町大字深浦字寅平62番地6	体育館、グラウンド
深浦公民館	深浦町大字深浦字中沢14番地1	
深浦町福祉センター「猿神鼻」	深浦町大字深浦字苗代沢85番地3	
深浦町岡町福祉センター「御仮屋館」	深浦町大字深浦字岡町172番地1	
深浦町立深浦中学校	深浦町大字深浦字産野60番地	体育館、グラウンド
深浦町長慶平福祉センター	深浦町大字長慶平字西芦菴20番地1	
深浦町東野福祉センター	深浦町大字広戸字家野上176番地	
深浦町民体育館	深浦町大字広戸字家野上95番地201	
深浦町武道館	深浦町大字広戸字家野上95番地201	
深浦町広戸福祉センター	深浦町大字広戸字家野上101番地121	
深浦町追良瀬福祉センター	深浦町大字追良瀬字相野山48番地1	
旧深浦町立明道小学校	深浦町大字追良瀬字塩見山平85番地2	体育館、グラウンド
深浦町轟木多目的集落センター	深浦町大字轟木字亀ヶ崎164番地2	
旧深浦町立風合瀬小学校	深浦町大字風合瀬字上砂子川159番地26	体育館、グラウンド
深浦町晴山福祉センター	深浦町大字風合瀬字大磯188番地1	
深浦町農村環境改善センター	深浦町大字北金ヶ沢字塩見形406番地1	
深浦町立大戸瀬中学校	深浦町大字北金ヶ沢字榊原上野208番地23	体育館、グラウンド
深浦町沢辺地区コミュニティセンター	深浦町大字沢辺字吉花133番地	
深浦町漁業振興センター	深浦町大字岩崎字玉坂370番地2	
深浦町立岩崎中学校	深浦町大字正道尻字小磯13番地2	体育館、グラウンド
深浦町正久地区多目的センター	深浦町大字正道尻字小磯109番地5	
深浦町やまびこハウス	深浦町大字黒崎字小浜243番地1	
深浦町大間越地区コミュニティセンター	深浦町大字大間越字上小屋野70番地	

様式第1号(第1条関係)

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所(郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要事項	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第3号 (第2条関係)

安否情報報告書

報告日時： 年 月 日 時 分

市町村名： 深 浦 町 担当者名：

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷(疾病)の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要情報	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表同意	備考

備考

- この用紙の大きさ、日本工業規格 A 4 とすること。
- 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者には、 「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入すること。
- 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑥国籍」欄に「遺体の安否」欄に「死亡」欄に「有」又は「無」又は「有」又は「無」と記入すること。
- 「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入し、 「⑩現在の居所」欄に「死亡」と記入すること。

安 否 情 報 照 会 書

年 月 日	
総務大臣 (青森県知事) 殿 (深浦町長)	申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。	
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()
備 考	
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名
	フ リ ガ ナ
	出生の年月日
	男 女 の 別
	往 所
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)
	その他個人を識別するための情報
※ 申 請 者 の 確 認	
※ 備 考	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (青森県知事) (深浦町長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

○ 避難実施要領

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

深 浦 町 長
平成 年 月 日 時 分

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該町区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ町、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。

・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領 (一例)

深 浦 町 長
平成 年 月 日 時 分

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、日本海において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性のあることを踏まえ、警報を発令し、深浦町〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

深浦町は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、町車両及び民間大型バスにより、〇〇町・〇〇小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(2) 町の体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

国からの指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇町・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している町職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(3) 輸送手段

- ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分
- (ア) A地区
約200名、A公民館、町保有車両×2 ○○バス3台
 - (イ) B地区
約200名、B公民館、○○バス×大型バス4台
 - (ウ) C地区
約100名、C公民館、○○バス×大型バス2台
 - (エ) その他
- イ 輸送開始時期・場所
○○日15:30、A・B・C公民館
- ウ 避難経路
国道101号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、町広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
町は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
- a ○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、町社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用することとする。

(6) 避難誘導の終了

ア 町職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、17:30 までに終了するよう活動を行う。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

町の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 町の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(8) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。

イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。

ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。

オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、町長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県防災消防課及び警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び〇〇町職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：深浦町役場
- オ 現地調整所設置場所：深浦町深浦町大字〇〇字〇〇番地

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇町〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び〇〇町の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領 (一例)

深 浦 町 長
平成 年 月 日 時 分

1 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある (〇〇日〇時現在)。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(3) 避難の方法 (状況の変化とともに、逐次修正)

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(5) 安全の確保

誘導を行う町の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、町対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う町の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領（一例）

深 浦 町 長
平成 年 月 日 時 分

1 事態の状況

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の深浦町〇〇地区の及びその風下となる〇〇地区を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

深浦町は、要避難地域の住民約500名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（2）町における体制、職員派遣

ア 町対策本部の設置

指定を受けて、町長を長とする町対策本部を設置する。

イ 町職員の現地派遣

町職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（3）避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。

イ 町は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(7) 安全の確保

町の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を町対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割

別に示す。

4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：深浦町役場

イ 現地調整所設置場所：深浦町大字○○字○○番地

深 浦 町 国 民 保 護 計 画

平成 2 7 年 3 月 作 成

深浦町総務課

〒038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 84-2

電話 0173-74-2111

F A X 0173-74-4415

<http://www.town.fukaura.lg.jp/>